

## 名古屋市緑政土木局工事施行協議書取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱第21条第2項に規定する事務手続を定めるものとする。

### (工事施行協議書の作成)

第2 担当監督員または請負人（以下「担当監督員等」という。）は、工事を一時中止し若しくは工期を変更しようとする場合において急施を要するとき、または工事の設計変更等をしようとする場合において急施を要するとき若しくは軽易なもの（重要な構造、工法及び位置の変更を伴わない設計変更に係るものをいう。以下同じ。）であるときは、遅滞なく工事施行協議書（第32号様式、第33号様式）（以下「協議書」という。）を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、完成時の設計数量の差異による設計変更にあつては、協議書の作成を省略することができる。

### (施行協議の決定)

第3 担当監督員は、第2の規定に基づき作成した協議書により担当監督員の所属する課、室又は公所（以下「監督担当所属」という。）の長の決裁をうけ、施行協議の意思決定を行うものとする。

なお、この場合においては、協議書による金額の範囲は副市長以下代決規程及び公所長以下代決規程（平成12年3月31日達第40号及び昭和40年3月27日達第2号以下「代決規程」という。）の規定に相当する金額までとする。

2 監督担当所属の長は、前項に定める決裁を行う場合において、契約変更を要するもので、自己の担当以外で当該工事の設計が行われる場合は、当該設計担当所属の長とあらかじめ協議しておくものとする。

### (施行協議)

第4 担当監督員等への施行協議は、協議書を通知することによって行うものとする。

2 協議書は、必要に応じて概略的な設計図等を添付するなどして、協議内容を明確にするものとする。

3 請負代金額、工期の変更、又は新工種の設定を伴う施行協議を行う場合は、協議書の決裁時まで、あらかじめ担当監督員等と協議しておくものとする。

### (変更資料等の取扱い)

第5 担当監督員等は、契約変更を要する協議書を通知したときは、すみやかに、協議内容に係る変更資料等を、担当監督員から設計担当者へ送付するものとする。

2 軽易なもので、契約変更を要しない設計変更に係る協議書は、設計図書の一部として契約関係図書に添付するものとする。

第6 設計担当者は、担当監督員から第5に規定する変更資料等の送付を受けたときは、すみやかに、中止又は変更を必要とする理由、変更の内容その他必要と認められる事項を記載した変更設計書（土木工

事標準仕様書 第14号様式)の作成及びその他必要と認める書類(協議書を含む。)を整備し、契約変更の決裁を経るものとする。

2 第2で規定する軽易なもので契約変更を要するもののうち変更見込金額の総額が、請負代金額の20%に相当する金額以内である場合は、工期末(2会計年度以上にわたる工事にあつては各会計年度及び工期の未)まで一括して変更設計書の作成及びその他必要と認める書類(協議書を含む。)を整備し、契約変更の決裁を行うことができる。

ただし、変更見込金額の総額の上限は、1600万円とする。

3 前項の契約変更の手続を一括して行う場合は、つぎの取扱いによるものとする。

ア 一括して契約変更手続を行った工事について契約変更の手続が終了するまでの間においては、当該変更部分を部分払の対象としない。

イ 協議書による既済認定部分の保留期間が長期にわたるため、部分払に当たり請負人に著しく不利と認められるときは、当該部分の契約変更の手続を行うこと。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日 局再編により土木局及び農政緑地局を緑政土木局と読み替える。

附 則

1 この要領は、平成13年11月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に作成された様式・帳簿その他これに類するもので残量のあるものについては、この要領の規定にかかわらず当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。